

平成25年度 大阪府農業振興地域整備審議会

次 第

○開会挨拶（大阪府環境農林水産部農政室長）

○委員紹介、審議会概要説明

○議事

第1号議案 八尾農業振興地域整備計画の変更について

第2号議案 大阪府農業振興地域の変更について

○閉会挨拶（大阪府環境農林水産部農政室整備課長）

資料一覧

ページ

○平成25年度大阪府農業振興地域整備審議会 委員配席図……資料1

○大阪府農業振興地域整備審議会の概要資料……資料2

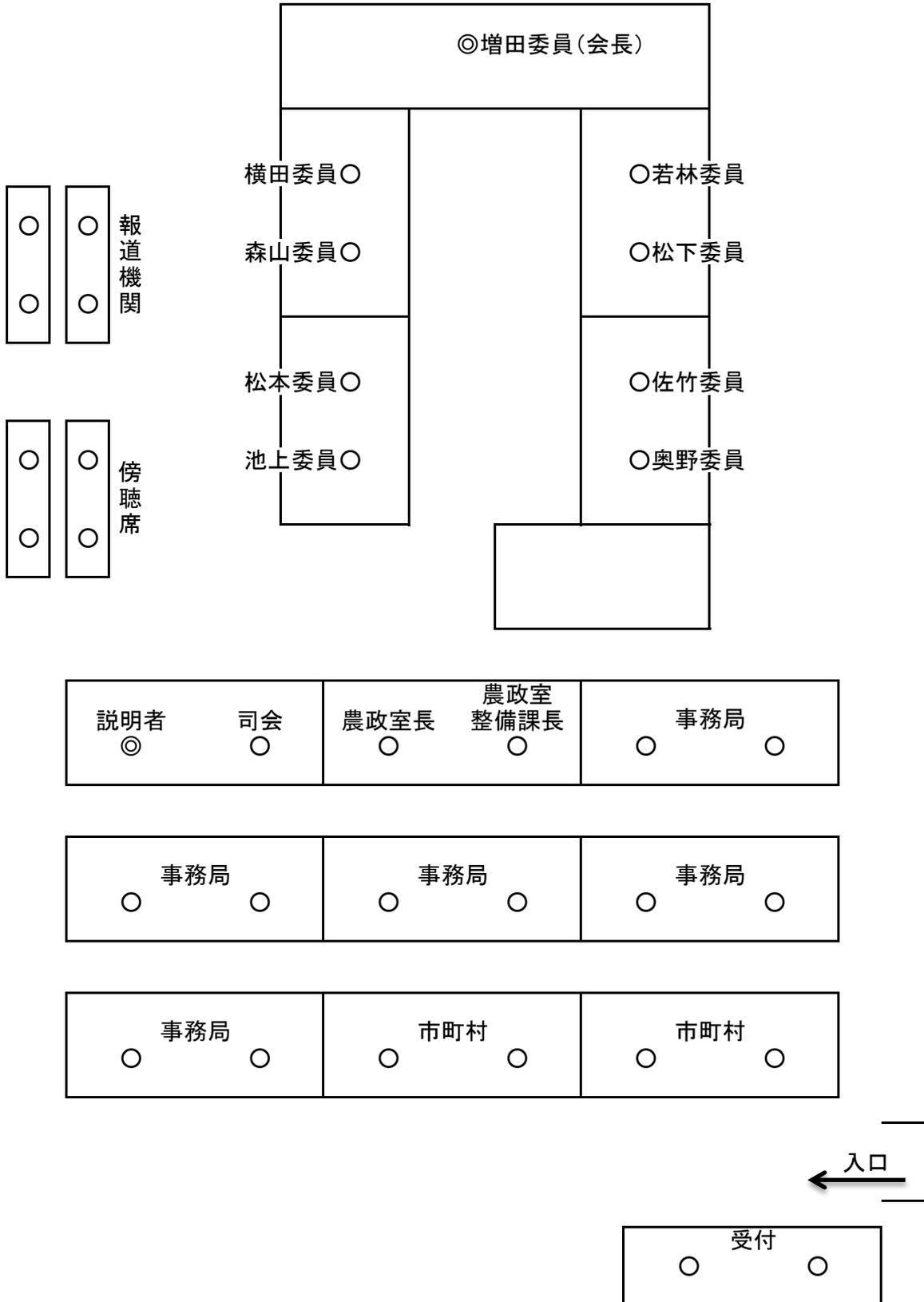
- 大阪府附属機関条例等の一部を改正する条例……………2-1
- 大阪府農業振興地域整備審議会規則……………2-2
- 大阪府農業振興地域整備審議会委員名簿……………2-3

○平成25年度大阪府農業振興地域整備審議会 議案書……資料3

- 【第1号議案】……………3-1
 - 八尾農業振興地域整備計画の概要……………3-1-1
 - 大阪府農業振興地域整備基本方針の概要（参考）……………3-1-2
- 【第2号議案】……………3-2
 - 大阪府農業振興地域の変更……………3-2-1
 - 農業振興地域の整備に関する法律〔抜粋〕（参考）……………3-2-15
 - 農村総合整備事業「岸和田丘陵地区」の概要と事業実施状況（参考）……………3-2-16

平成25年度大阪府農業振興地域整備審議会 配席図

平成26年2月26日(水)午前10時から
大阪府咲洲庁舎20階(まち側)会議室



大阪府農業地域整備審議会の概要資料

○大阪府附属機関条例等の一部を改正する条例

大阪府条例第百二十九号

(大阪府附属機関条例の一部改正)

第一条 大阪府附属機関条例（昭和二十七年大阪府条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（設置）

第二条 執行機関の附属機関として、別表第一に掲げる附属機関を置く。

（中 略）

別表第一（第二条関係） ※一部抜粋

一 知事の附属機関

名称	担任する事務
大阪府農業振興地域整備審議会	農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第四条第一項の農業振興地域整備基本方針の策定又は変更、同法第六条第一項の農業振興地域の指定、区域の変更又は指定の解除、同法第九条第一項の農業振興地域整備計画の策定又は変更その他農業振興地域の整備及び農業の振興に関する重要事項の調査審議に関する事務

（中 略）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（公布・施行：平成二十四年十一月一日）

○大阪府農業振興地域整備審議会規則

大阪府規則第二百五十号

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府附属機関条例（昭和二十七年大阪府条例第三十九号）第六条の規定に基づき、大阪府農業振興地域整備審議会（以下「審議会」という。）の組織、委員の報酬及び費用弁償の額その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第二条 審議会は、知事の諮問に応じて、大阪府附属機関条例別表第一第一号に掲げる当該担当事務について調査審議し、意見を述べるものとする。

(組織)

第三条 審議会は、委員十三人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

一 学識経験のある者

二 市町村長

三 大阪府農業会議、大阪府農業協同組合中央会、大阪府土地改良事業団体連合会その他の農業関係団体の代表者

四 大阪府都市計画審議会の委員

五 前各号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬)

第六条 委員の報酬の額は、日額九千六百円とする。

(費用弁償)

第七条 委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(庶務)

第八条 審議会の庶務は、環境農林水産部において行う。

(委任)

第九条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(公布・施行：平成二十四年十一月一日)

大阪府農業振興地域整備審議会 委員名簿

H26.1.1現在

	区 分	団 体 名	職 名 等	氏 名
1	学識経験のある者	大阪府立大学大学院 生命環境科学研究科	教授	増田 昇
2		なにわの消費者団体 連絡会	幹事	横田 康生
3	市町村長	大阪府市長会	会長 (摂津市長)	森山 一正
4		大阪府町村長会	会長 (千早赤阪村長)	松本 昌親
5	大阪府農業会議、大阪 府農業協同組合中央 会、大阪府土地改良事 業団体連合会、その他 の農業団体の代表者	大阪府果樹振興会	会長	池上 晃
6		大阪府土地改良事業団体 連合会	副会長	若林 主治
7		大阪府農業経営者会議	会長	松下 長史
8		大阪府農業会議	会長	井川 勝巳
9		社団法人大阪府畜産会	会長	佐竹 洋一
10		大阪府農業協同組合 中央会	会長	杉本 昇
11		大阪府森林組合	副組合長	奥野 壽一
12	大阪府 都市計画審議会の委員	大阪府都市計画審議会		(未定)

議 案 書

【審議案件】

第1号議案 八尾農業振興地域整備計画の変更について

第2号議案 大阪府農業振興地域の変更について

第 1 号議案

目 次

頁

八尾農業振興地域整備計画の概要・・・・・・・・・・・・・・3-1-1

【参考資料】

大阪府農業振興地域整備基本方針の概要・・・・・・・・・・3-1-5

八尾農業振興地域整備計画の概要

第1 農用地利用計画

○土地利用区分の構想

	農用地		農業用施設用地		山林原野		その他		計	
	実数 (ha)	比率 (%)								
現在 (平成22年)	85.0	60.7	0.0	0.0	24.0	17.1	31.0	22.1	140.0	100.0
目標 (平成32年)	85.0	60.7	0.0	0.0	24.0	17.1	31.0	22.1	140.0	100.0
増減	0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	

○農用地区域の設定方針（現況農用地についての農用地区域の設定方針）

本市の農業振興地域内にある現況農用地85.0haのうち、集落区域内に介在する農用地、自然的な条件からみて農業の近代化を図ることが相当ではないと認められる農用地以外の農用地約55.0haについて農用地区域を設定する方針である。

○各地区の農用地区域面積一覧

（単位：ha）

	農地			農業用施設用地			計			森林 原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	
八尾地区	85.0	85.0	0.0	0.0	0.0	0.0	85.0	85.0	0.0	24.0
	55.0	55.0	0.0	0.0	0.0	0.0	55.0	55.0	0.0	24.0
計	85.0	85.0	0.0	0.0	0.0	0.0	85.0	85.0	0.0	24.0
	55.0	55.0	0.0	0.0	0.0	0.0	55.0	55.0	0.0	24.0

下段は農用地区域設定面積

○用途区分の構想

土地基盤の整備により農作業の省力化を図り、計画的な田畑輪換による効率的な農地利用を推進するとともに、収益性が高く、地域特有の作目の栽培を促進し、担い手農家の育成を図る。

山地に隣接する農地、樹園については、金剛生駒紀泉国定公園にも近いことから、身近に農にふれる機会の提供を図り、交流の促進を進めることで、消費者の安心を提供することで農業生産の活性化を図る。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

○農業生産基盤の整備及び開発の方向

農作業の効率化を図る観点から、農道、用排水路等の基盤整備・改修を目指すとともに、長期的にはほ場整備の導入をめざす。また、自然景観を活かした交流型農業施設の整備により、都市と住民との交流型農業の実現を推進する。

○森林の整備その他林業の振興との関連

森林と近接する区域については、水源慣かん養とともにレクリエーション資源として積極的な活用を図る。

○他事業との関連

本地域は市総合計画として里山保全、ハイキング道の整備など優れた自然資源を活かした取り組みが計画されており、他事業との整合性を図りつつ、農空間との調和に配慮した農業基盤の整備を実施する。

第3 農用地等の保全計画

○農用地等の保全の方向

大雨による災害等から農用地の維持・保全を図るため、土壌浸食の防止やため池整備等の日常管理を実施するとともに、農業用排水施設等の維持管理を行う。また、老朽化した施設については、地域用水機能の維持増進に配慮しつつ、計画的に整備を図る。

○農用地等の保全のための活動

耕地放棄地の増加を抑止するため、耕作放棄地を担い手農家に集積するとともに、耕作放棄地の保全管理の支援を図る。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進

○農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

担い手農家の農業経営の目標については、施設園芸の集約や農地の流動化による規模の拡大を図るものとする。

○農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

認定農業者など農業経営の改善を積極的に図る農業者には、地域の話しあいによる農地流動化の促進を図るとともに、農用地利用改善団体等を育成し、それらが一体となって地域の農地を守る体制の整備を進めることで、農地の効率的な利用を目指す。

- 農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策
農業経営基盤強化促進のため、以下の施策を積極的に推進する。
 - ・認定農業者、集落経営農業組織、法人等効率的かつ安定的な経営体の育成
 - ・地域の実情に合わせた多様な担い手の育成
 - ・農業利用集積円滑化団体の活用による農地の面的集積の促進
 - ・遊休農地解消のための基盤整備等の実施
 - ・振興作物及び地産地消の推進

第5 農業近代化施設の整備計画

○農業近代化施設の整備の方向

作業の効率化と生産性の高い農業の確立を図るとともに、都市近郊農業の立地特性を生かした交流型農業として高収益性農業を目指すことを基本として、土地基盤整備の推進に併せて営農施設の近代化を図り、農業経営の安定化を図るとともに、農業生産技術の習得により、生産性の安定化と品質の向上化を図る。

また、付加価値のある特産品の産地化及び団地化に努める。

都市農業の有利性として、単位面積当たりの収益性が高く、周年生産が可能な品目や、周年生産の構成品目として優れた品目の導入を図る。

省力化を図るため、ハイテク施設による生産性の向上や雇用労力の活用を見込んだ生産方式の導入を推進するとともに、低コスト化を図るため、高能率機械施設の共同利用や地域間、作物間における労働力調整システムづくりを進める。

さらに有機農産物等に対する消費者ニーズに応えるため、環境保全型農業の推進を図る。

○森林の整備その他林業の振興との関連

今後農業振興事業との関連では、既存の府民の森の充実に対応し、防災・景観に配慮した保全を図ることを整備の目標とするとともに、スポーツ・レクリエーションの場としての森林公園づくりを進め、府民の憩いの場として、自然緑地ゾーンの形成を図る。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

○農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

少量多品目栽培等による産直活動などの活躍の場の拡大を図り、各地域で活躍する高齢者の活動交流やPRを進め、高齢者活動の拡大を図る。

また女性の経済的自立や農業経営への参画、農村地域での男女共同参画の推進を図るため、関係機関、団体との連携のもと、より一層の女性参画推進のための取り組みを行う。

○農業就業者育成・確保施設整備計画

農業就業者育成・確保施設の計画を検討し、計画が具体化されたものから随時整備に取り組む。

○農業を担うべき者のための支援の活動

青年農業者その他の農業を担うべき者の確保のため、関係機関との連携による農業後継者への経営指導等を行い新規就農へと導き、育成を促進する。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

○農業従事者の安定的な就業の促進の目標

中核的な農業従事者を確保するとともに、工場や企業などの誘致を促進し、安定した就業機会の確保を図る。

○農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

関係各機関と調整を図りつつ、下記の方策を具体的に推進する。

- ① 農業従事者の就業意向等を把握するための対策
- ② 農業従事者に対する就業相談活動の強化対策
- ③ 農工法に基づく計画の達成を図るための対策
- ④ 企業等進出に際しての地域関係者等との連絡調整方策
- ⑤ 地域農林水産物及びその他の地域資源の利活用による地場産業への就業機会の確保対策
- ⑥ 営農連絡協議会、農村振興促進対策協議会の活用

○農業従事者就業促進施設

農業従事者就業促進施設の計画を検討し、計画が具体化されたものから随時整備に取り組む。

第8 生活環境施設の整備計画

○生活環境施設の整備の目標

自然豊かな環境を保全するため、農地・林地等の保全施策を推進する。また、公共下水道、生活道路の整備や公共交通網の充実を図る。

大阪府農業振興地域整備基本方針の概要

I. 農業振興地域整備基本方針について

○都道府県知事が定める「農業振興地域整備基本方針」は、「農業振興地域の整備に関する法律」（以下「農振法」という）第4条に規定されており、その内容は、国が定める「農用地等の確保等に関する基本指針」（以下「国基本指針」という）に準拠するものです。

平成22年6月の国基本指針の改定に伴い、大阪府では平成23年1月、農振法第5条の規定による農業振興地域整備基本方針の変更を行いました。本基本方針は、農業振興地域の指定を受けている府内各市町村の「農業振興地域整備計画」（以下「市町村整備計画」という）の基準となるべき事項を、おおむね10年を見通して定めたものです。

II. 背景

○農地改革プラン（平成20年12月）

食料自給率向上のため農業生産の基礎的資源である農地の確保・有効利用を図る。

- ・これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保する
- ・農地を貸しやすく借りやすくして、農地を最大限に活用する

○農地改革プランに基づく改正法施行（平成21年12月15日）

- ・農地法、農振法、農業経営基盤強化促進法ほか

III. 改正農振法の要旨

○優良農地の確保のための仕組みの充実をする

○農地の農用地区域からの除外を厳格化する

○公共施設の開発行為について法定協議制度などを導入する

○確保すべき農用地の面積目標を明記する

○集团的農用地の面積要件を20haから10haへ引き下げる

○面積目標達成状況の把握のため、国は都道府県の面積目標について、毎年の達成状況を把握し公表する。また達成状況が不十分な場合は、必要な措置を講じるよう要求する。

IV. 国基本指針の変更(平成22年6月11日)

○確保すべき農用地面積

平成21年：407万ha ⇒ 平成32年：415万ha（+8万ha、+2%）

○都道府県基本方針の面積算定基準を明示

○農業振興地域の指定基準面積の引下げ

100ha ⇒ 50ha

○集团的農用地の面積要件の引下げ

20ha ⇒ 10ha ※再掲

V. 大阪府農業振興地域整備基本方針の変更

○今回の変更にあたっての考え方

法改正等によるもののほか、以下の大阪府の独自施策の内容を反映させる。

・「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」（平成20年4月）

⇒ 大阪版認定農業者制度

認定農業者に対する育成・支援、農業生産法人を含む新規参入、大阪エコ農産物の推進

⇒ 農空間保全地域制度

農空間の持つ公益的機能の発揮、後世に引き継いでいく本制度による基盤整備や利用集積の取組み

遊休農地の発生抑制・再生(耕地の再生・農空間づくりプラン、農地の貸借)

⇒ 農産物の安全安心確保制度

大阪産(もん)の消費拡大、なにわ特産物の生産振興、地産地消の推進、その他農外からの新規就農者の確保、安全安心な農産物の流通施設の整備

・「大阪府における農林水産分野の新たな方向性について」（平成22年8月答申）

活気と魅力に満ちた『農のある暮らし』の実現のため、以下の施策を行う

⇒ 農産物直売所の整備

⇒ 営農環境の整備：農空間の保全・活用

⇒ 地産地消の推進

⇒ 「大阪産(もん)」の消費拡大、ブランド化の推進

⇒ 就農促進：技術支援、情報提供、資金支援

⇒ 都市住民の農のある暮らしを目指す

VI. 大阪府農業振興地域整備基本方針について

第1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項

1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的考え方

(1) 確保すべき農用地等の面積の目標

これまでのすう勢から、国基本指針に則し、農用地区域への編入促進、農用地区域からの除外抑制、耕作放棄地の発生抑制、耕作放棄地の再生等各種施策を実施することにより、平成32年において、大阪府内の農用地区域内の農地面積（耕地面積）4,562haを確保する。

平成21年：4,420ha ⇒ 平成32年：4,562ha（+142ha、+3.2%）

(2) 諸施策を通じた農用地等の確保のための取り組みの推進

農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適正な運用、府条例に基づいた農業経営の安定、農業生産基盤の整備、遊休農地の発生抑制、再生及び農地・水・環境保全向上対策や地域ぐるみの農空間保全活動等を推進する。

専業農家の育成及び、新規就農者を確保育成するための技術指導や就農支援を行うとともに、府内産農産物等の「大阪産(もん)」の消費拡大を進め、「大阪エコ農産物」の生産を促進し、直売所や朝市での直接販売を推進することで、農地の確保を図る。

2 農業上の土地利用の基本的方向

農業地帯について、自然的・社会的条件の類似性等の観点から、「農と緑の総合事務所」の所管区域を単位として、4農業地帯を設定する。

農業地帯名	土地利用の基本的方向
北部 農業地帯	都市的土地利用と農業的土地利用との計画的な調整を図りつつ、農空間を適正に保全する。
中部 農業地帯	
南河内農業地帯	
泉州 農業地帯	

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項（指定予定地域）

	指定予定地域	指定予定面積	
		総面積	農用地面積
現 行	1 9	32,608ha	9,985ha
変更案	1 9	32,505ha	9,870ha
増減	0	▲103ha	▲115ha

※総面積……農業振興地域として指定された全ての面積

農用地面積……農業振興地域として指定された面積のうち田、畑、樹園地及び採草牧草地の面積

第3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

(1) 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農業及び農空間の多様な公益的機能が発揮されるよう、農地の効率的な利用を促進するなど、農業生産基盤の整備を推進する。

(2) 農業地帯別の構想

4農業地帯の特色を活かした生産基盤、生活基盤の整備を進める。

(3) 広域整備の構想

南河内地域での山間・山麓部から泉州地域の山間部を結ぶ基幹農道の整備を推進する。

第4 農用地等の保全に関する事項

(1) 農用地等の保全の方向

農用地等の公益的機能の面から農業者に加え、企業や府民など多様な担い手による農地利用や維持管理の府民参加の促進などを進める。

(2) 農用地等の保全のための事業及び活動

農業施設の長寿命化や地域ぐるみでの保全・活用などの取組みなどを推進する。

第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

○基本的な方向

・「大阪産(もん)」の認知度向上による府内産農産物のイメージアップと消費拡大と併せ、「なにわ特産品」「大阪エコ農産物」の供給など、生産物の高付加価値化による所得の確保を図る。

・また、農地の集積を進め経営規模の拡大のため、農作業の受委託を含め、農用地の流動化を促進する。

○農業地帯別の構想

・4農業地帯の特色を活かした生産を推進する。

第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

(1) 重点作物別の構想

- ・消費者のニーズに対応できる都市農業の振興を図る。
- ・生産の合理化と企業化を推進する。
- ・地産地消を推進する。

(2) 農業地帯別の構想

- ・4農業地帯の特色を活かした生産・施設整備を進める。

第7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

(1) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向

- ・地産地消に取り組み、大阪版認定農業者を育成・支援していく。
- ・ITを活用した情報提供システム、直売施設や農産物加工施設等の整備を推進する。

(2) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備

- ・先進的な農業生産技術指導のほか、環境保全型農業技術指導など、指導・情報提供を一元的に行なう機能の構築を図る。

(3) 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動

- ・「農の匠」「認定農業者」「大阪版認定農業者」を中心に地産地消の推進や大阪エコ農産物の生産を進める。
- ・農作業の受委託等を促進し、家族経営協定の普及に努める。
- ・将来の担い手育成に向け、農業教育を推進する。

第8 第5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

(1) 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

- ・地元における安定就業を促進する。

(2) 農村地域における就業機会の確保のための構想

- ・農業機械のオペレーター集団の育成や農作業ヘルパー制度等の整備を行う。

第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

○地域住民の参加を得ながら、集会施設、農村広場、農村公園等の施設の整備を進める。

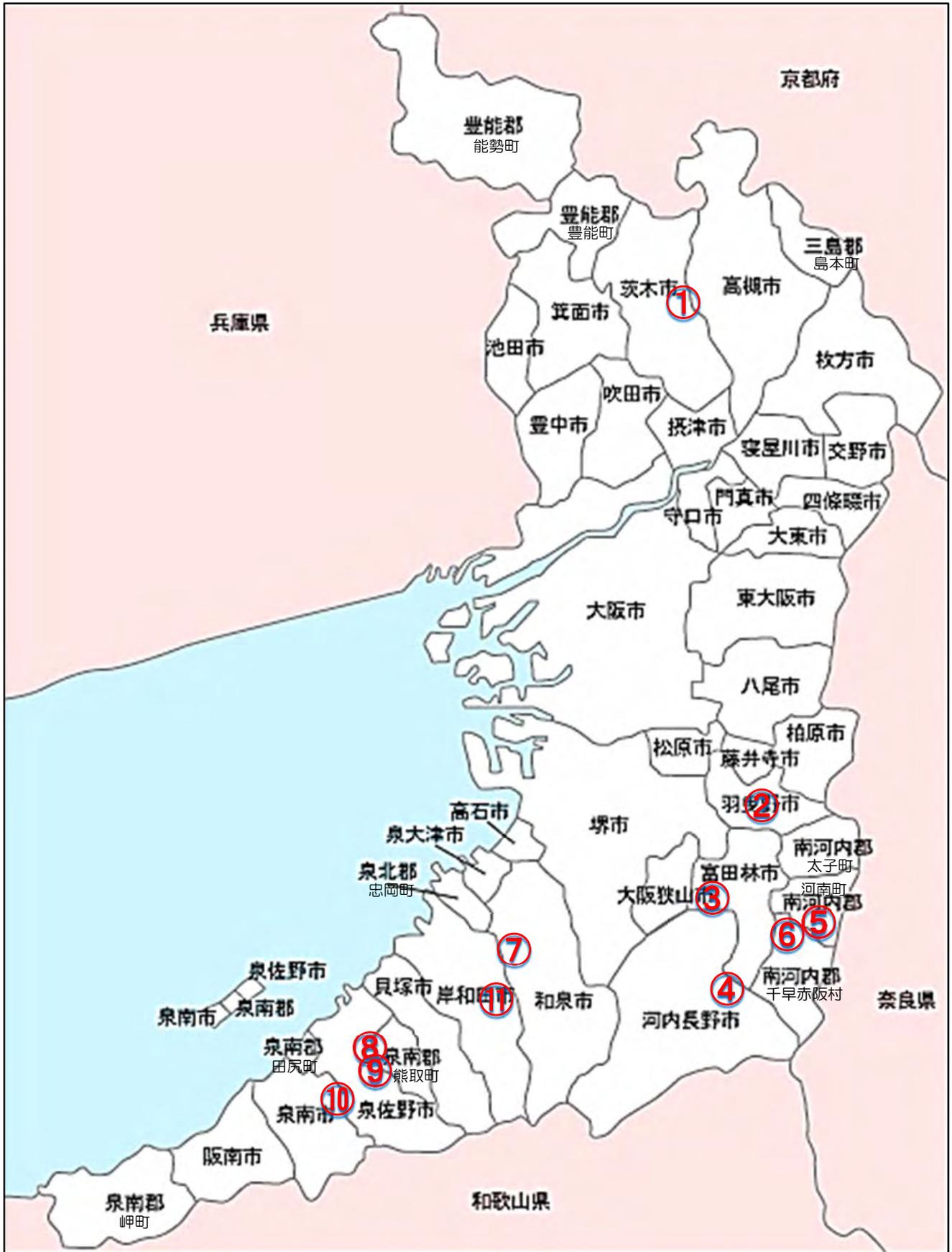
第 2 号議案

目 次

	頁
総括図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3-2-1
理由調書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3-2-2
箇所別図	
茨木市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3-2-4
羽曳野市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3-2-5
富田林市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3-2-6
河内長野市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3-2-7
河南町・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3-2-8
千早赤阪村・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3-2-9
和泉市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3-2-10
泉佐野市①・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3-2-11
泉佐野市②・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3-2-12
泉南市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3-2-13
岸和田市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3-2-14
【参考資料】	
農業振興地域の整備に関する法律（抜粋）	3-2-15
農村総合整備事業「岸和田丘陵地区」の概要と事業実施状況	3-2-16

第 2 号議案

農業振興地域変更予定箇所 総括図



農業振興地域指定変更に関する資料

○指定変更箇所別理由調書

茨木市

番号	地区名	大字名	変更区分	変更面積 (ha)		変更理由
				農業振興地域	左のうち農用地	
1	石河	山手台東町	除外	△ 0.60	0.00	平成23年3月に北部大阪都市計画区域区分の変更により、市街化区域に編入されている。隣接地域と一体的に市街地が形成されており、農業の振興を図ることが困難な区域となったため除外を行うもの。
計			編入	0.00	0.00	
			除外	△ 0.60	0.00	
			差引	△ 0.60	0.00	

羽曳野市

番号	地区名	大字名	変更区分	変更面積 (ha)		変更理由
				農業振興地域	左のうち農用地	
2	西浦	西浦	除外	△ 0.01	0.00	平成23年3月に南部大阪都市計画区域区分の変更により、市街化区域に編入されている。区域区分の境界部にある水路形状が変更されたことから、市街化区域編入部分の除外を行うもの。
計			編入	0.00	0.00	
			除外	△ 0.01	0.00	
			差引	△ 0.01	0.00	

富田林市

番号	地区名	大字名	変更区分	変更面積 (ha)		変更理由
				農業振興地域	左のうち農用地	
3	錦織	伏山、甘山、金剛錦織台	除外	△ 9.10	0.00	平成23年3月に南部大阪都市計画区域区分の変更により、市街化区域に編入されている。隣接地域と一体的に市街地が形成されており、農業の振興を図ることが困難な区域となったため除外を行うもの。
計			編入	0.00	0.00	
			除外	△ 9.10	0.00	
			差引	△ 9.10	0.00	

河内長野市

番号	地区名	大字名	変更区分	変更面積 (ha)		変更理由
				農業振興地域	左のうち農用地	
4	川上	河合寺、末広町	除外	△ 5.50	0.00	平成23年3月に南部大阪都市計画区域区分の変更により、市街化区域に編入されている。隣接する学校法人の敷地であり、今後一体的な土地利用を行うことが想定され、農業の振興を図ることが困難な区域となったため除外を行うもの。
計			編入	0.00	0.00	
			除外	△ 5.50	0.00	
			差引	△ 5.50	0.00	

河南町

番号	地区名	大字名	変更区分	変更面積 (ha)		変更理由
				農業振興地域	左のうち農用地	
5	河内	さくら坂南	除外	△ 5.30	0.00	平成23年3月に南部大阪都市計画区域区分の変更により、市街化区域に編入されている。隣接地域と一体的に市街地が形成されており、農業の振興を図ることが困難な区域となったため除外を行うもの。
計			編入	0.00	0.00	
			除外	△ 5.30	0.00	
			差引	△ 5.30	0.00	

千早赤阪村

番号	地区名	大字名	変更区分	変更面積 (ha)		変更理由
				農業振興地域	左のうち農用地	
6	森屋	森屋	除外	△ 0.04	0.00	平成23年3月に南部大阪都市計画区域区分の変更により、市街化区域に編入されている。区域区分境界部の地番界が精査により是正されたことから、市街化区域編入部分の除外を行うもの。
計			編入	0.00	0.00	
			除外	△ 0.04	0.00	
			差引	△ 0.04	0.00	

和泉市

番号	地区名	大字名	変更区分	変更面積 (ha)		変更理由
				農業振興地域	左のうち農用地	
7	—	唐国町	除外	△ 7.90	0.00	平成23年3月に南部大阪都市計画区域区分の変更により、市街化区域に編入されている。隣接地域と一体的に流通業務用地として利用されることが確実であることから、農業の振興を図ることが困難な区域となったため除外を行うもの。
計			編入	0.00	0.00	
			除外	△ 7.90	0.00	
			差引	△ 7.90	0.00	

泉佐野市

番号	地区名	大字名	変更区分	変更面積 (ha)		変更理由
				農業振興地域	左のうち農用地	
8	日根野	日根野	除外	△ 2.61	0.00	平成23年3月に南部大阪都市計画区域区分の変更により、市街化区域に編入されている。隣接地域と一体的に市街地が形成されており、農業の振興を図ることが困難な区域となったため除外を行うもの。
9	—	市場東	除外	△ 4.97	0.00	平成23年3月に南部大阪都市計画区域区分の変更により、市街化区域に編入されている。隣接地域と一体的に市街地が形成されており、農業の振興を図ることが困難な区域となったため除外を行うもの。
計			編入	0.00	0.00	
			除外	△ 7.58	0.00	
			差引	△ 7.58	0.00	

泉南市

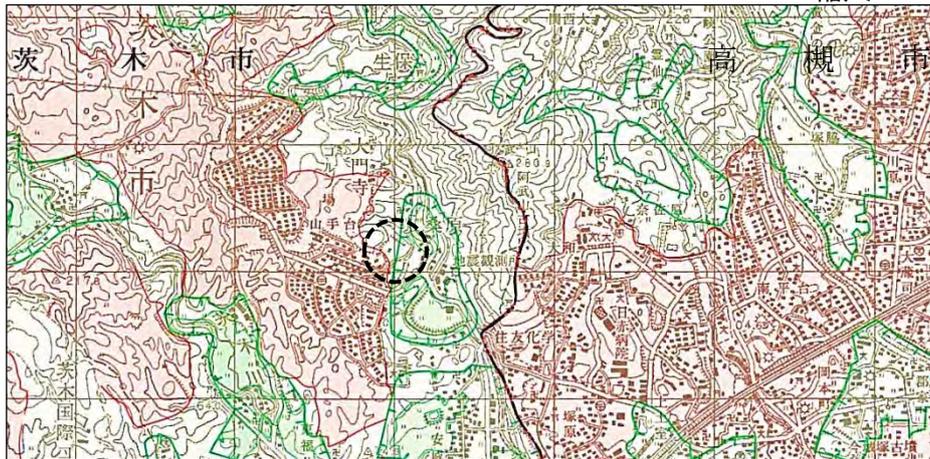
番号	地区名	大字名	変更区分	変更面積 (ha)		変更理由
				農業振興地域	左のうち農用地	
10	新家	新家	除外	△ 2.90	0.00	平成23年3月に南部大阪都市計画区域区分の変更により、市街化区域に編入されている。医療施設敷地であり、今後一体的な土地利用が想定されることから、農業の振興を図ることが困難な区域となったため除外を行うもの。
計			編入	0.00	0.00	
			除外	△ 2.90	0.00	
			差引	△ 2.90	0.00	

岸和田市

番号	地区名	大字名	変更区分	変更面積 (ha)		変更理由
				農業振興地域	左のうち農用地	
11	山直上	稲葉町、山直中町、三ヶ山町	除外	△ 46.76	0.00	土地区画整理事業の計画地であり、市街化区域への編入が予定されている。事業後は、物流、商用施設等の土地利用が想定されることから、農業の振興を図ることが困難な区域となったため除外を行うもの。
計			編入	0.00	0.00	
			除外	△ 46.76	0.00	
			差引	△ 46.76	0.00	

1 農業振興地域 変更予定箇所図【茨木市】

縮尺 1:50,000



変更前(詳細図)

縮尺 1:5,000



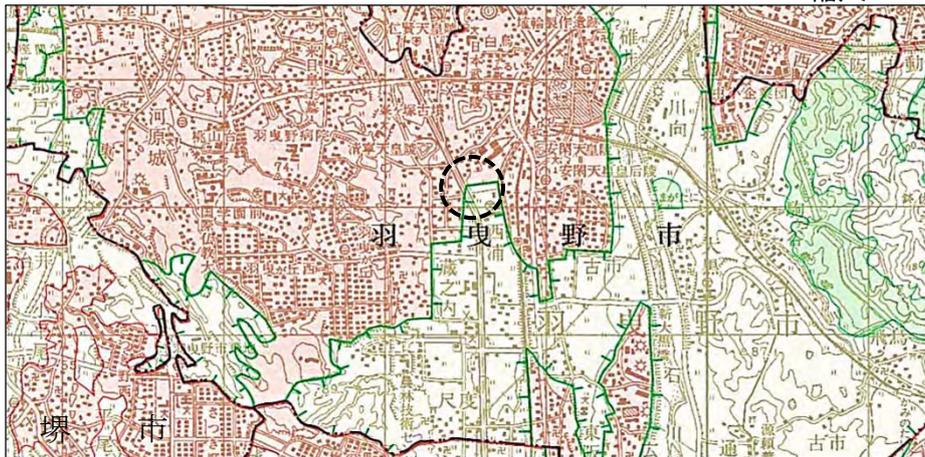
変更後(詳細図)

除外面積:0.60ha



2 農業振興地域 変更予定箇所図【羽曳野市】

縮尺 1:50,000



変更前(詳細図)

縮尺 1:1,000



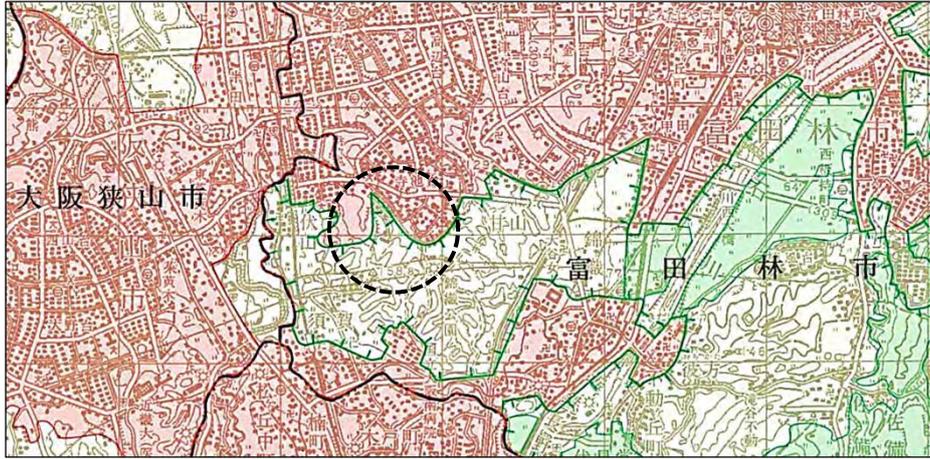
変更後(詳細図)

除外面積:0.01ha



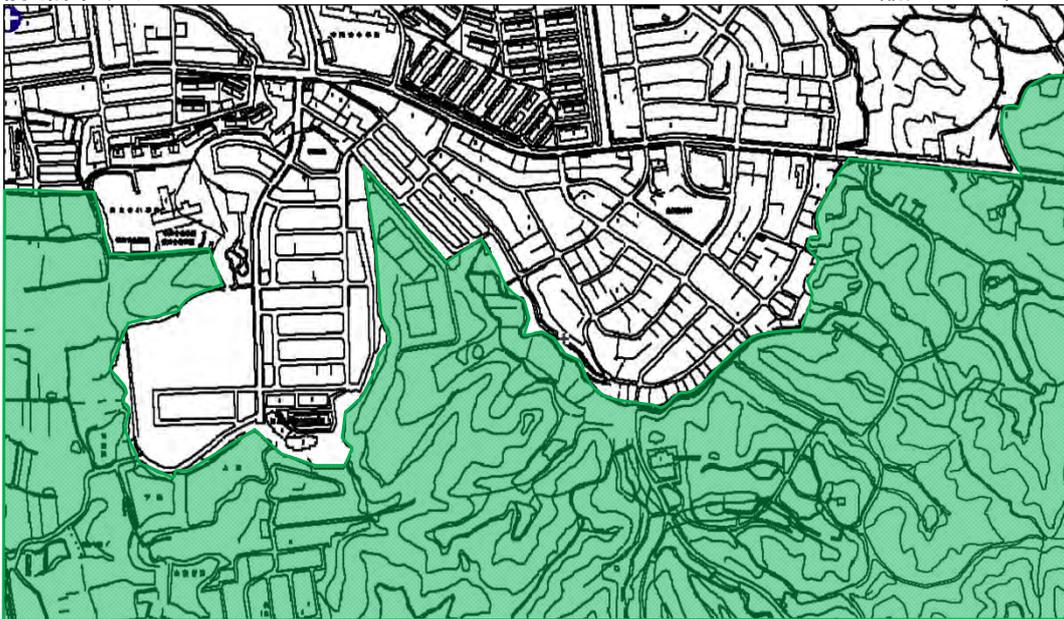
3 農業振興地域 変更予定箇所図【富田林市】

縮尺 1:50,000



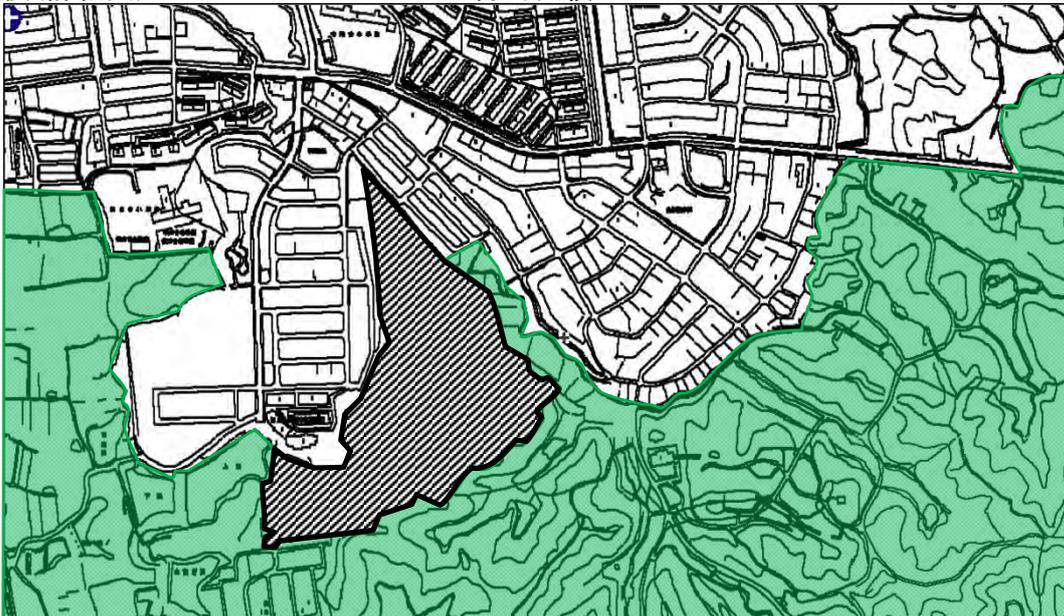
変更前(詳細図)

縮尺 1:10,000



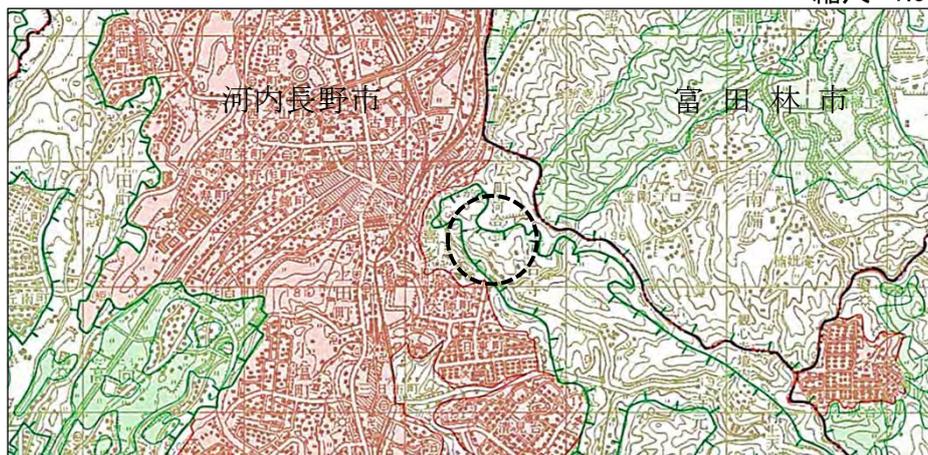
変更後(詳細図)

除外面積: 9.10ha



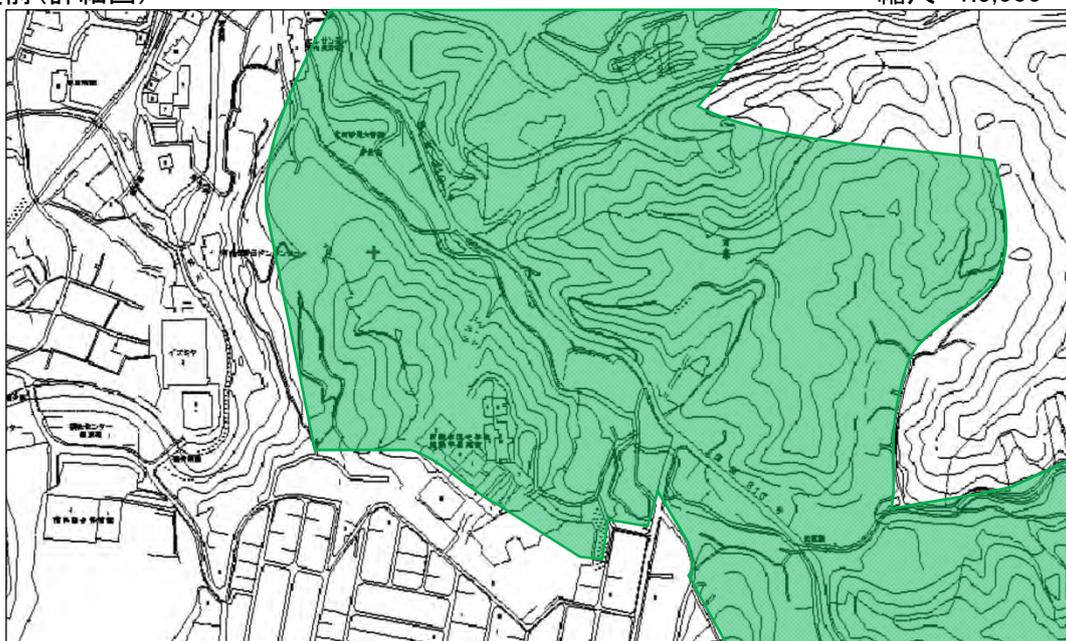
4 農業振興地域 変更予定箇所図【河内長野市】

縮尺 1:50,000



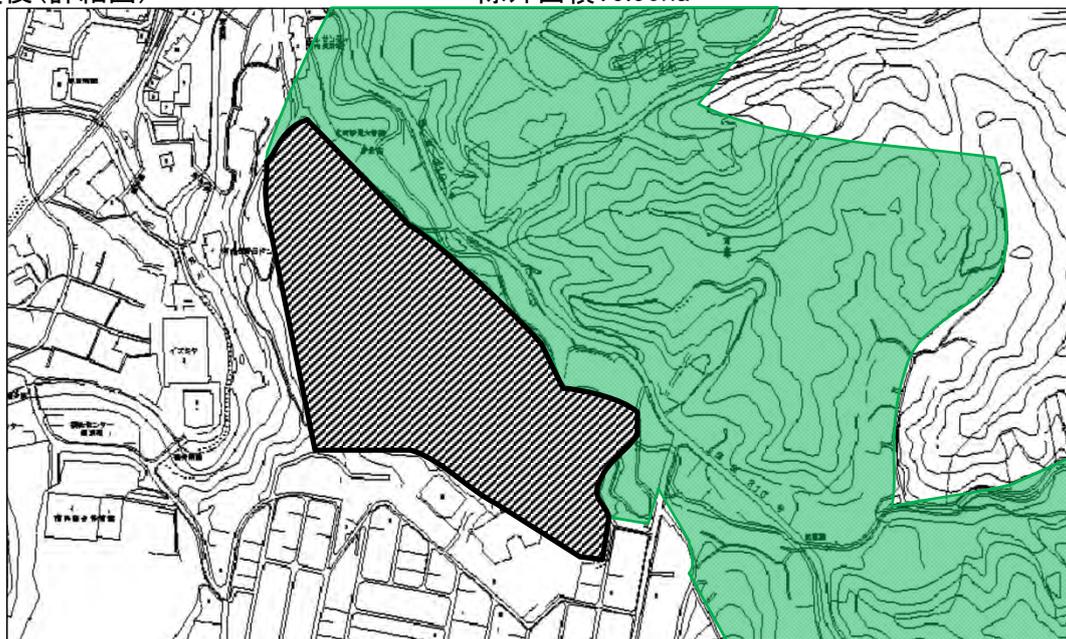
変更前(詳細図)

縮尺 1:5,000



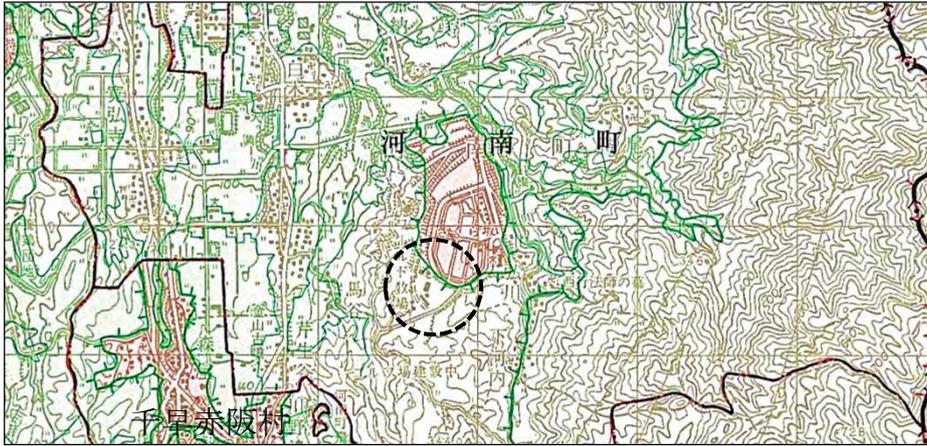
変更後(詳細図)

除外面積:5.50ha



5 農業振興地域 変更予定箇所図【河南町】

縮尺 1:50,000



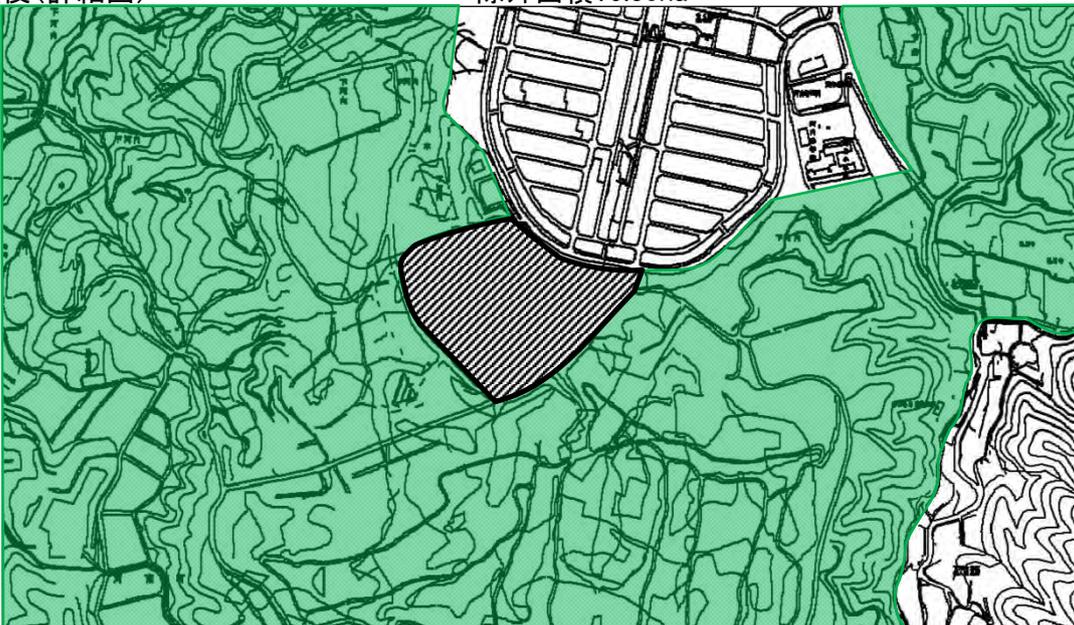
変更前(詳細図)

縮尺 1:10,000



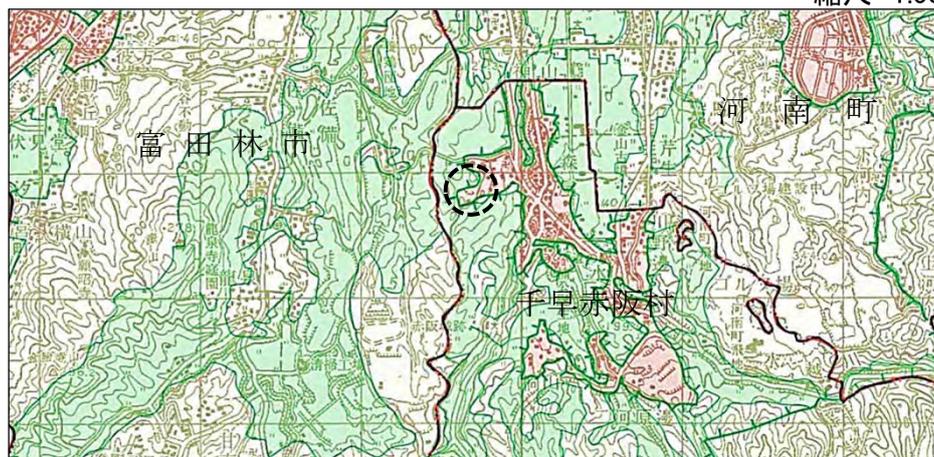
変更後(詳細図)

除外面積:5.30ha



6 農業振興地域 変更予定箇所図【千早赤阪村】

縮尺 1:50,000



変更前(詳細図)

縮尺 1:1,000



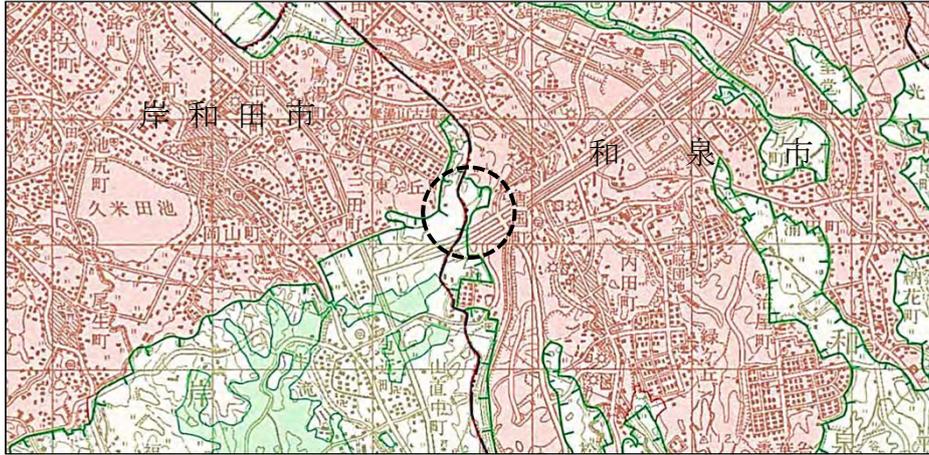
変更後(詳細図)

除外面積:0.04ha



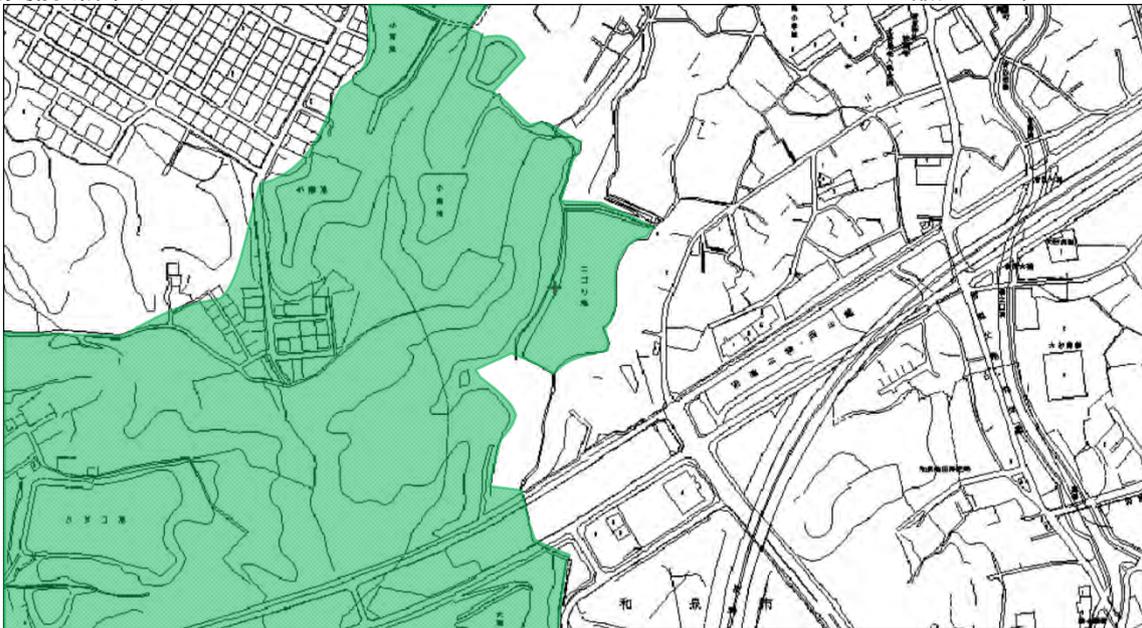
7 農業振興地域 変更予定箇所図【和泉市】

縮尺 1:50,000



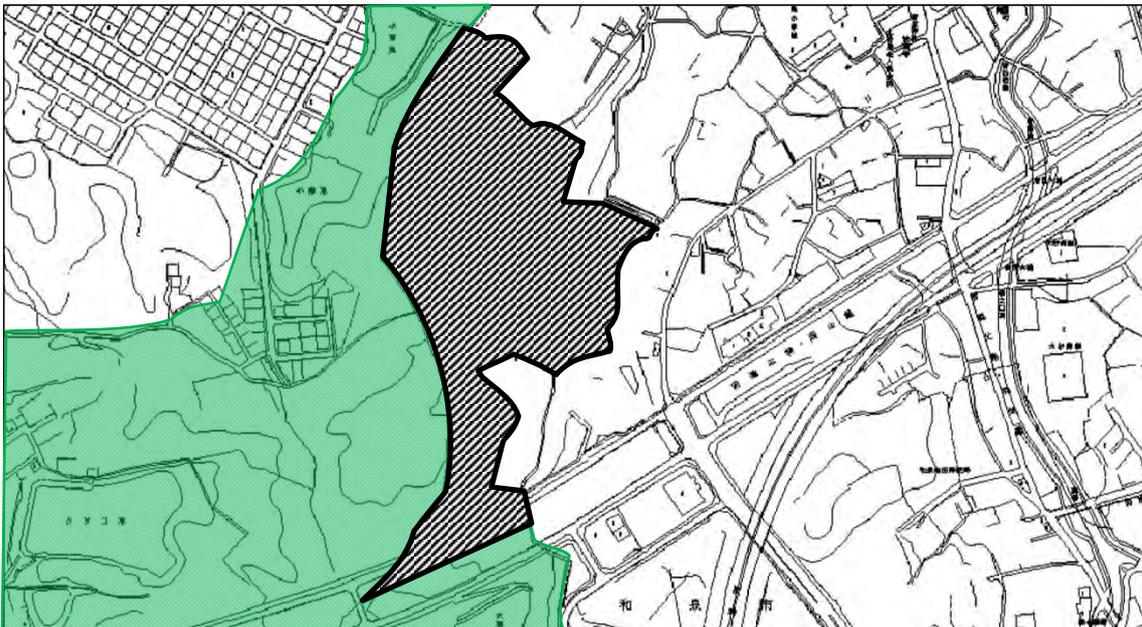
変更前(詳細図)

縮尺 1:5,000



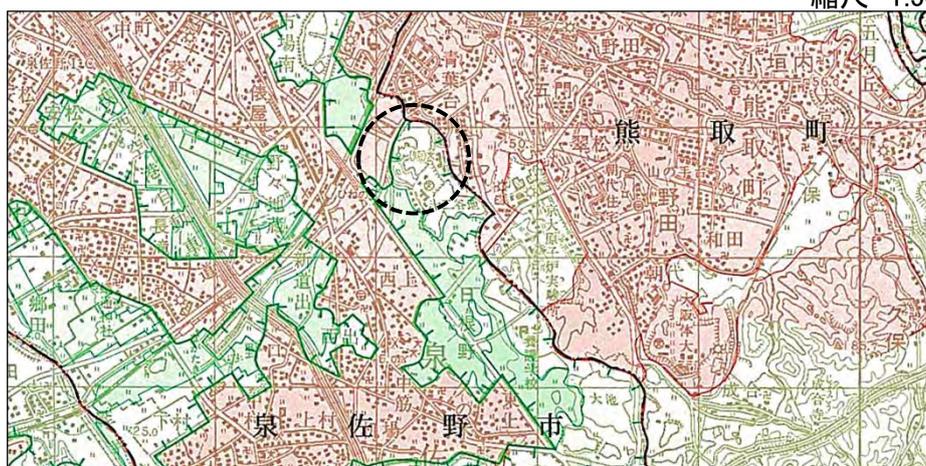
変更後(詳細図)

除外面積: 7.90ha



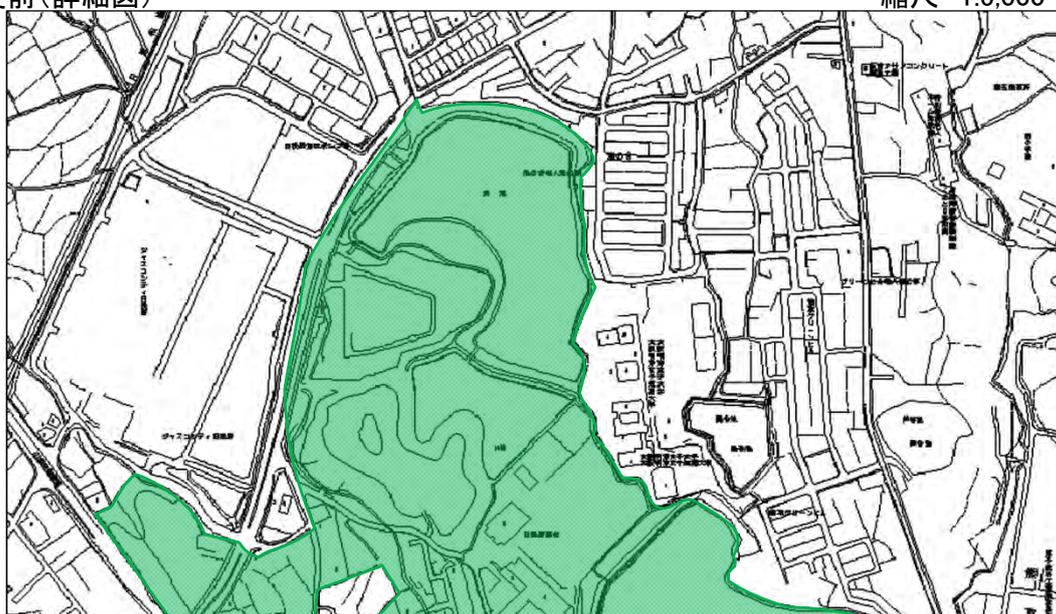
8 農業振興地域 変更予定箇所図【泉佐野市①】

縮尺 1:50,000



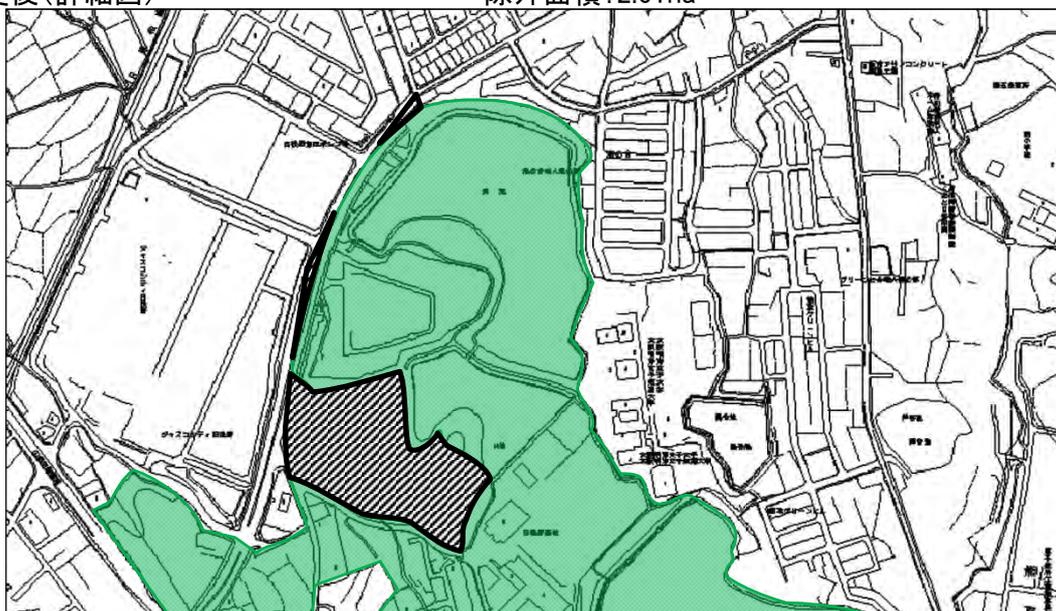
変更前(詳細図)

縮尺 1:5,000



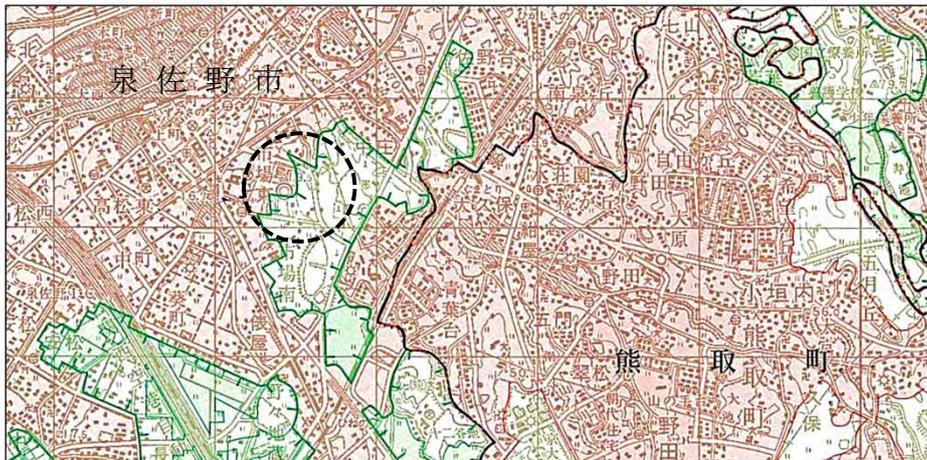
変更後(詳細図)

除外面積: 2.61ha



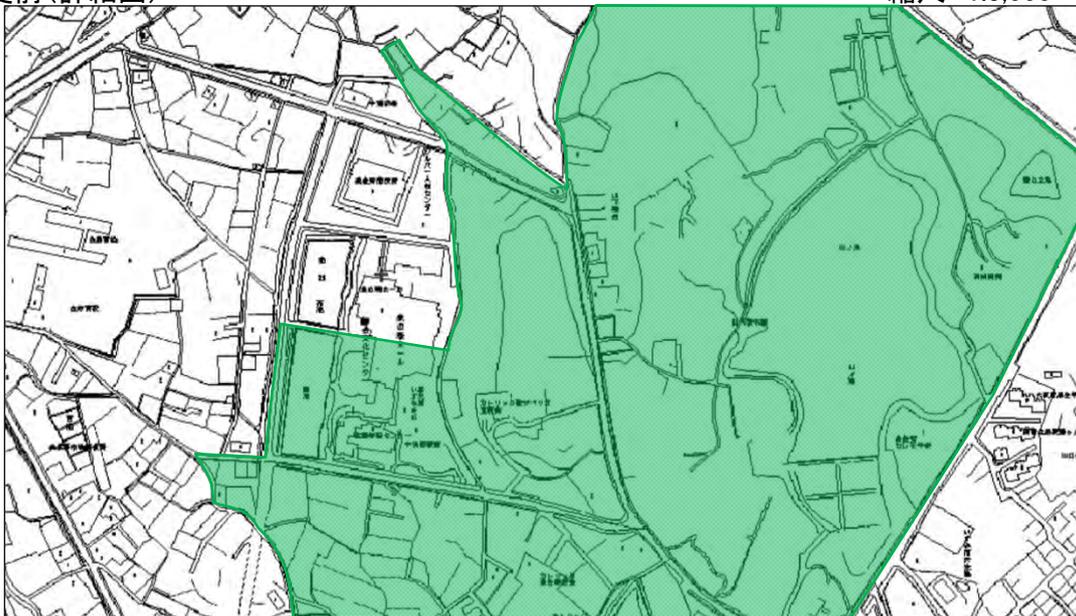
9 農業振興地域 変更予定箇所図【泉佐野市②】

縮尺 1:50,000



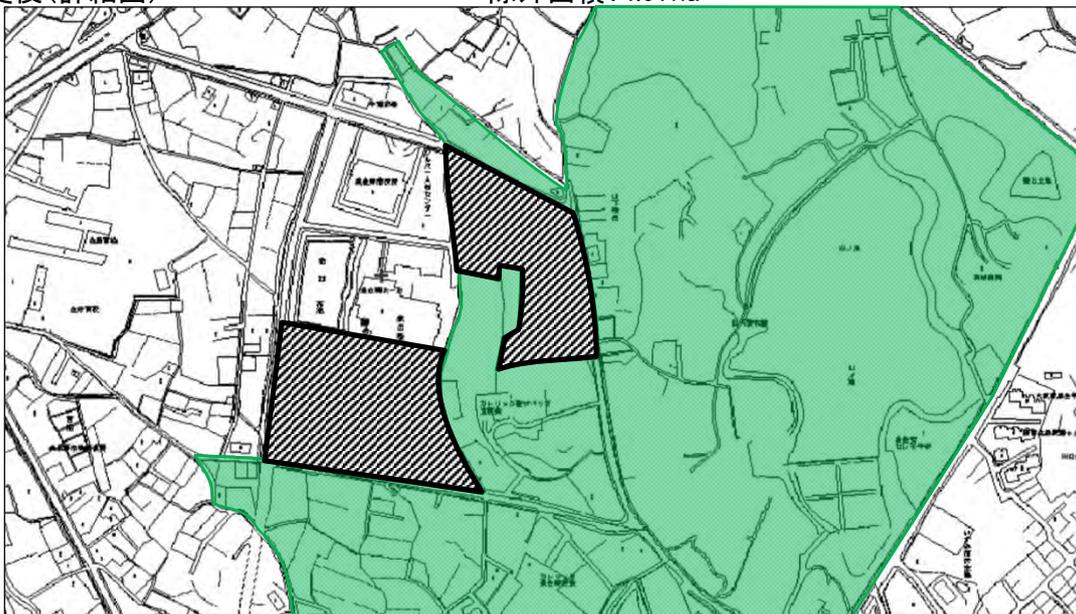
変更前(詳細図)

縮尺 1:5,000



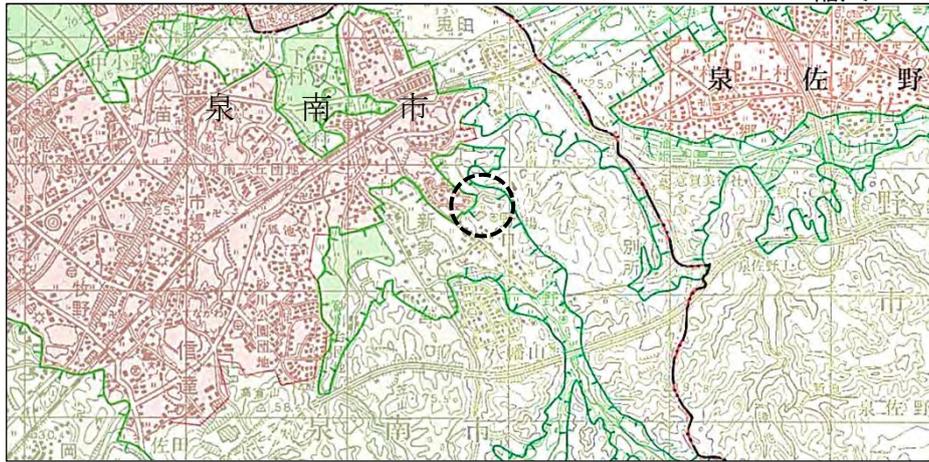
変更後(詳細図)

除外面積: 4.97ha



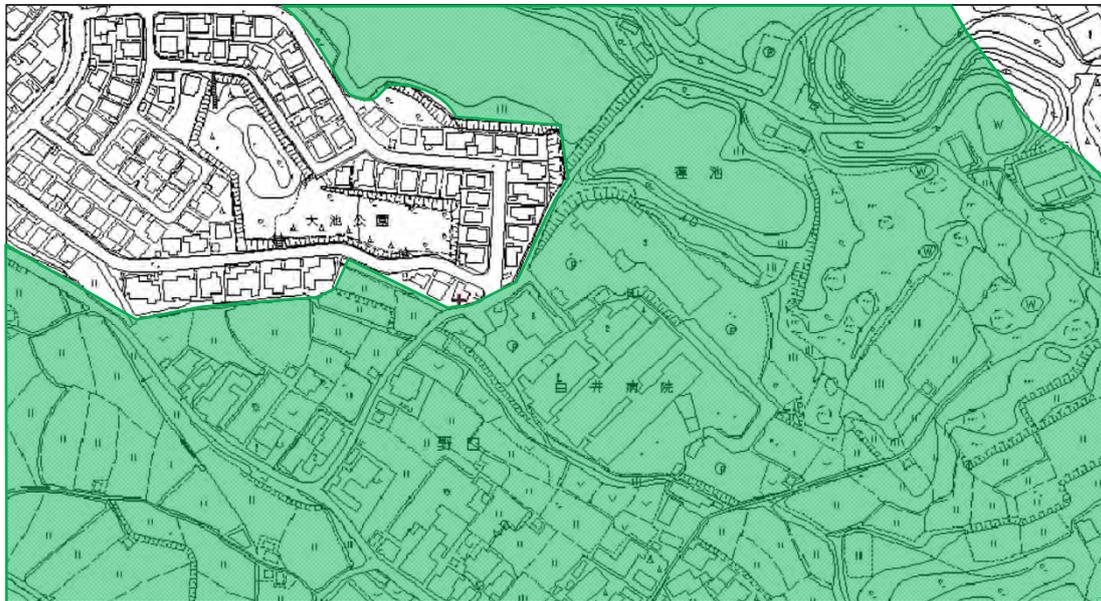
10 農業振興地域 変更予定箇所図【泉南市】

縮尺 1:50,000



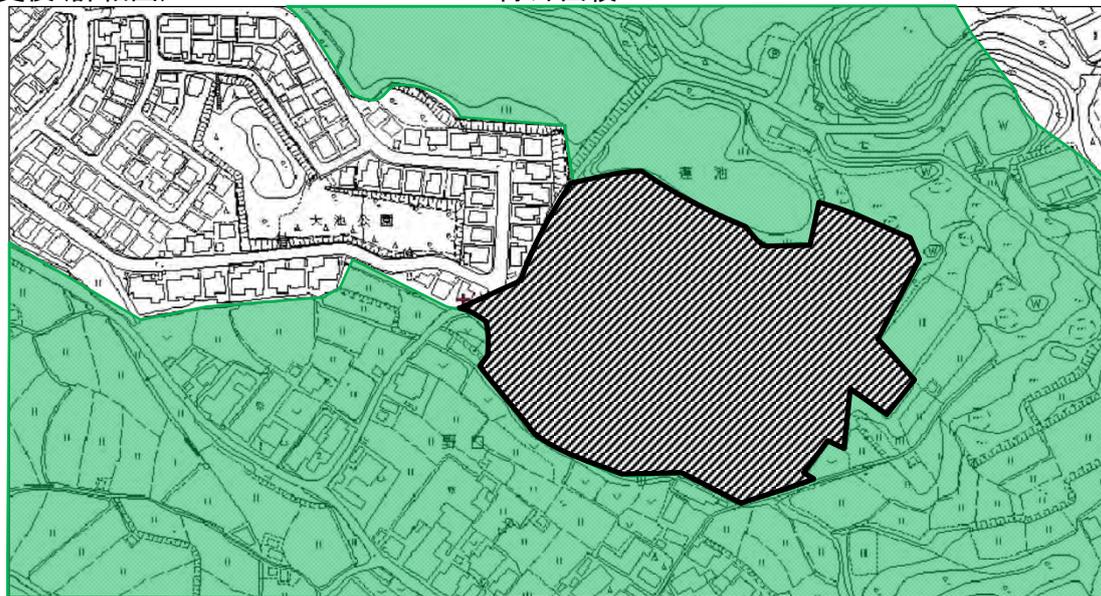
変更前(詳細図)

縮尺 1:2,500



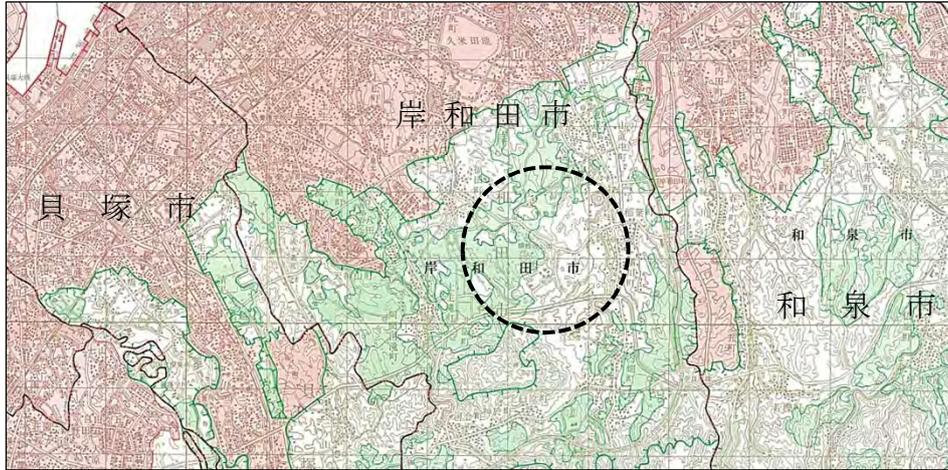
変更後(詳細図)

除外面積: 2.90ha



11 農業振興地域 変更予定箇所図【岸和田市】

縮尺 1:100,000



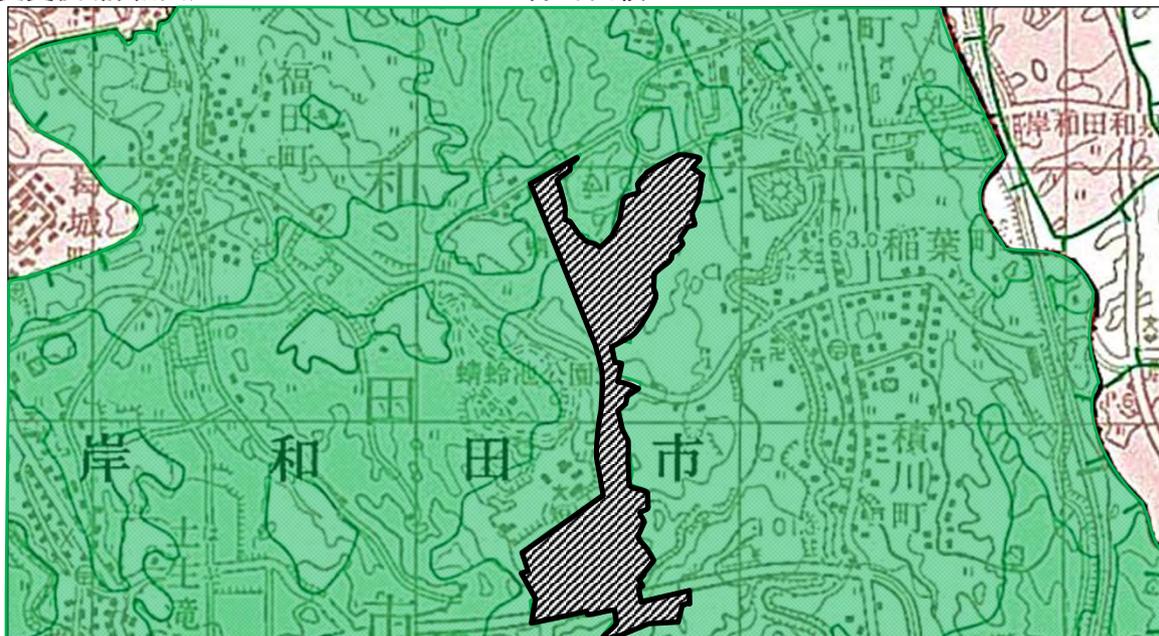
変更前(詳細図)

縮尺 1:25,000



変更後(詳細図)

除外面積: 46.76ha



農業振興地域の整備に関する法律（抜粋）
（昭和四十四年七月一日法律第五十八号）

第三章 農業振興地域の指定等

（農業振興地域の指定）

第六条 都道府県知事は、農業振興地域整備基本方針に基づき、一定の地域を農業振興地域として指定するものとする。

2 農業振興地域の指定は、その自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として農業の振興を図ることが相当であると認められる地域で、次に掲げる要件のすべてをそなえるものについて、するものとする。

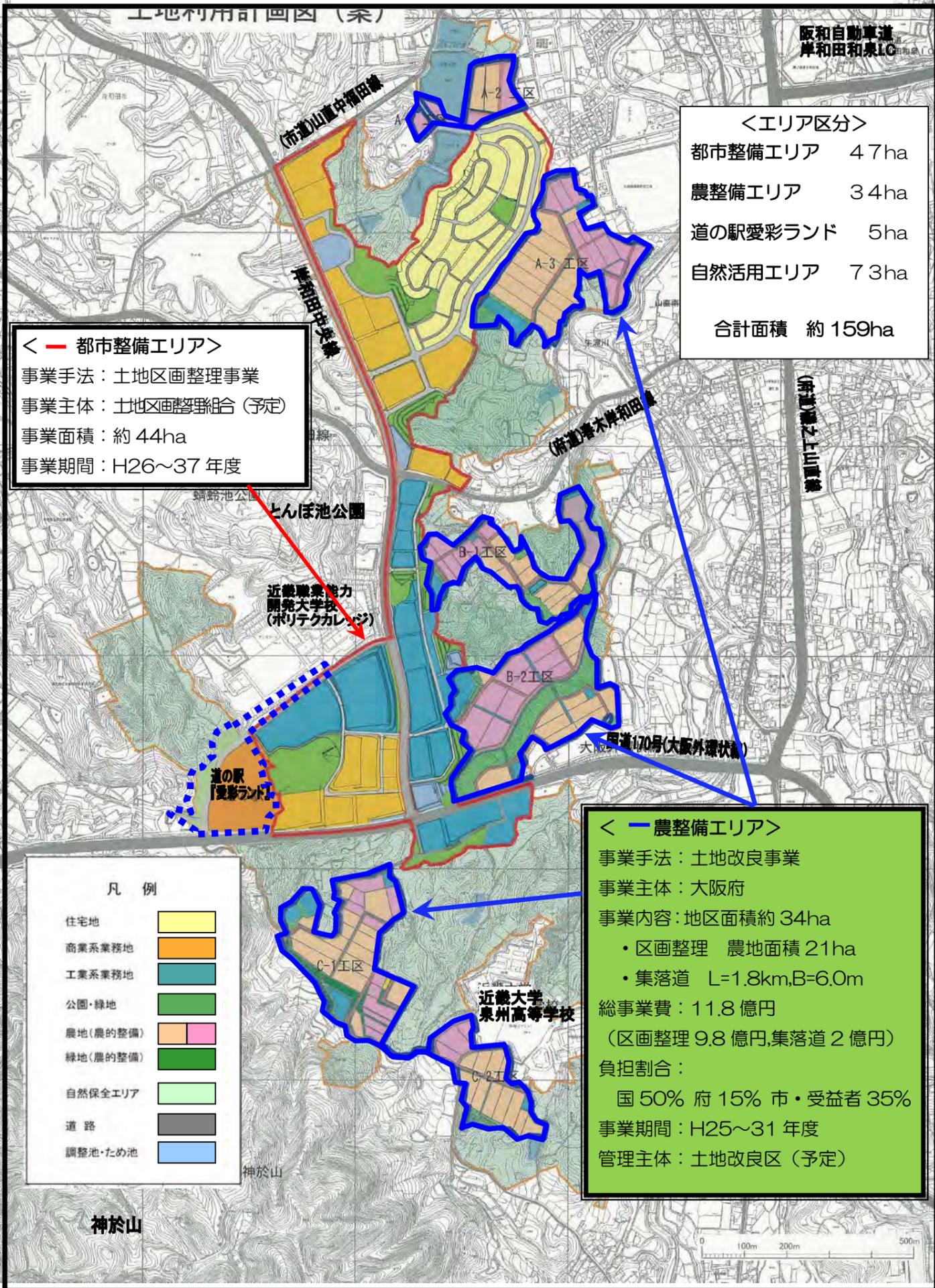
一 その地域内にある土地の自然的条件及びその利用の動向からみて、農用地等として利用すべき相当規模の土地があること。

二 その地域における農業就業人口その他の農業経営に関する基本的条件の現況及び将来の見通しに照らし、その地域内における農業の生産性の向上その他農業経営の近代化が図られる見込みが確実であること。

三 国土資源の合理的な利用の見地からみて、その地域内にある土地の農業上の利用の高度化を図ることが相当であると認められること。

3 農業振興地域の指定は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項の市街化区域と定められた区域で、同法第二十三条第一項の規定による協議がととのつたもの
については、してはならない。

4 都道府県知事は、農業振興地域を指定しようとするときは、関係市町村に協議しなければならない。



1. 背景

- 岸和田丘陵地区159haを対象に、岸和田市が「岸和田市丘陵地区まちづくり基本計画」を策定(H22.10)
- 国道170号と岸和田中央線のネットワーク、都市近郊の立地を活かし、都市と調和した農空間の活用により地域活性化を図るもので、「農整備エリア」「自然保全エリア」「都市整備エリア」に区分した土地利用を計画
- 土地利用意向により各エリアへ権利者の区分・集約化を図る交換分合事業を先行実施。その後に各エリアで計画的整備を推進



2. これまでの経過

- 《農整備エリアの動き》
- ・H25. 2.28 大阪府農業振興地域整備審議会にて事前評価(意見具申「事業実施妥当」)
 - ・ 6.19 岸和田市の交換分合計画を認可(土地の区分・集約化)
- 土地改良事業の開始手続きと地元推進体制整備(土地改良区設立)
- ・H25. 9. 3 府営土地改良事業の認定申請及び土地改良区の設立認可申請(地元申請者：推進委員会役員)
 - ・ 10.28 事業計画決定及び改良区設立の適当決定 ※事業参加資格者(組合員) 85名
- <以降、縦覧期間等の土地改良法手続きを経て、H25年度内の事業計画確定、設立認可を予定>
- その他
- ・都市整備エリアとの道路取付け等、次年度の実施設計並びに換地計画原案作成に向けた関係機関との調整
 - ・事業完了後の営農についての事業参加者への個別ヒアリングを市が実施
- 《都市整備エリアの動き》
- ・都市計画審議会(市審議会:1/30 府審議会:2/10)を経て、年度末に市街化区域に編入
 - ・H26.4月に土地区画整理組合の設立認可申請を予定

3. 今後の予定

- 法手続と同時並行に関係機関と調整した予備設計をH25年度内に完了。
 - H26年度は、事業区域界の立会・測量を行うと共に、実施設計及び換地計画原案(工事施工前に立てる換地の元となる案)の策定を実施し、H27年度から予定する整備工事着手に備える。
- 《地域の動き：岸和田市》
- 岸和田丘陵地区において、都市整備、農整備等による「都市」「農」「自然」が融合したまちづくりをベースに、新たに取り組む複数のプロジェクトをまとめた「岸和田 Green Village 構想(H26.2)」を策定
 - ・菜園付住宅、木質ペレットストーブの導入等ライフスタイルに農と自然を取り込むスローライフ実現プロジェクト
 - ・企業や実需者、生産者、流通等からなるコンソーシアムを設立、生鮮野菜の供給加工販売体制の構築を目指すフードバレー形成プロジェクト...etc
 - 整備された農地への新たな参入、規模拡大をサポートする岸和田丘陵地区農業参入エントリー制度